

延長保育を利用される方へ

保護者の勤務上、早朝または夕方の保育を必要とする場合、保育を延長する事ができます。

市役所で認定される保育**短時間**認定児か、保育**標準時間**認定児によって延長保育料が変わり、必要な分だけ、必要な時だけの利用も可能です。

その都度、ご相談ください。

保育**短時間**認定児 (保育時間 8:30~16:30)

《日払いのみの延長保育》

延長保育時間	利用時間	利用料金(乳児・幼児)	備考
7:00~8:30まで	1時間30分	500円	その都度連絡
16:30~18:00まで	1時間30分	500円	その都度連絡
18:00~19:30まで	1時間30分	1,000円	その都度連絡

※夕方の延長保育は、18:00に軽食(牛乳・おにぎり程度)を摂ります。

保育**標準時間**認定児 (保育時間 7:00~18:00)

《日払い又は月払いの延長保育》

延長保育時間	利用時間	利用料金(乳児)	利用料金(幼児)	備考
18:00~19:00まで	1時間(日払)	¥300	¥200	その都度連絡
	1ヶ月(月払)	¥2500		申請必要
18:00~19:30まで	1時間30分(日払)	¥450	¥300	その都度連絡
	1ヶ月(月払)	¥3700		申請必要

※夕方の延長保育は、18:00に軽食(牛乳・おにぎり程度)を摂ります。

※日払い→月払い(月払い→日払い)の延長保育に変更する場合は、前の月までにお知らせください。